



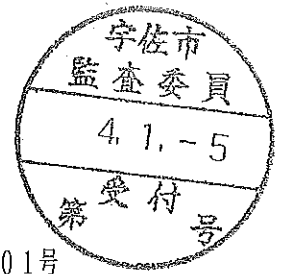
監査告示第4号

令和3年12月27日付け監査第1227003号～1227005号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長、教育長及び議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月26日

宇佐市監査委員 佐藤 博 美

宇佐市監査委員 多田羅 純一



教委総第0105001号

令和4年1月5日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅純一 様

宇佐市教育委員会

教育長 高月 晴彦

(担当: 教育総務課)



令和3年度第4回定期監査における指摘要望事項等に対する措置状況について(報告)

令和3年12月27日付け監査第1227004号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 歳入予算の適正な推計について

基本的な予算見積の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、年間見込み額の適正な推計を行い、過大見積りとなることのないよう予算化されたい。

①収入の積算の基礎となる単価改正を適正に反映していなかったため、過大見積りとなったもの

(2) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

①契約保証金の免除に必要な関係書類が添付されていないもの



#### 措置状況

- (1) 注意をいただいた事項につきましては、収入の積算の基礎となる単価改正を適正に反映していなかったため、過大見積となったものです。予算化につきましては、担当職員に適正な積算を指導するとともに、審査者、決裁者においても、的確な指導や厳密な審査の徹底を図ります。また、今後は、年間見込み額の適正な推計を行い、過大見積りとなることのないよう努めてまいります。
  
- (2) 注意をいただいた事項につきましては、担当職員の確認及び審査者の審査が不十分だったことが原因と考えられます。担当職員に適正な事務処理を指導するとともに、審査者、決裁者においても、的確な指導や厳密な審査の徹底を図ってまいります。また、今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、このような不備の無いよう再発防止に努めてまいります。

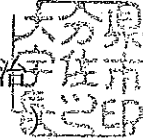
【要望事項】 該当なし



秘広第 0119001 号  
令和 4 年 1 月 19 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田 羅純 一 様

宇佐市長 是永 修治  
( 秘書広報課



令和 3 年度第 4 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況  
について (報告)

令和 3 年 12 月 27 日付監査第 1227003 号で報告のあった定期監査結果について、  
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

## 2. 注意事項

### ・(1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法律、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①契約保証金の免除に必要な関係書類が添付されていないもの
- ②長期継続契約としているにもかかわらず、契約書が長期継続契約の様式となっていないもの

### 措置状況

- ・今回御指摘を受けたものについては、至急是正いたしました。今後は、事務手続きに誤りのないよう、その都度、契約に関する関係法令や庁内マニュアル等の確認を徹底するほか、回議の際にも、具に審査を行います。



議会第 0105002 号  
令和 4 年 1 月 5 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市議会議長 衛藤 博  
(議会事務局)



令和 3 年度第 4 回定期監査における注意事項に対する措置状況  
について (報告)

令和 3 年 1 2 月 2 7 日付監査第 1 2 2 7 0 0 5 号で報告のあった定期監査  
結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

## 1. 注意事項

### ・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正  
な契約事務を執行されたい。

- ① 契約保証金の免除に必要な関係書類が添付されていないもの

## 2. 措置状況

ご指摘いただいた注意事項につきましては、関係する法令や規則を遵  
守し契約事務の確認を徹底するとともに、疑義等生じた場合は契約担当  
課と十分協議等を行い、適切な事務処理の遂行に努めてまいります。